



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 10 月 29 日 (木曜日) 第 151 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁
○肥料取締法施行細則の一部を改正する規則…… (農業経営支援課) 1	
告 示	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の名称の変更…………… (障がい福祉課) 2	
○民有林の保安林の指定 (4 件) …………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知 (3 件) …………… (“) 3	
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 3	
○道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (3 件) …………… (“) 4	

公 告

○第12次鳥獣保護管理事業計画の変更…………… (自然環境課) 5	
○第二種特定鳥獣管理計画の変更…………… (“) 5	
○地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 5	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 5	
○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定 (2 件) …………… (“) 5	
○家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験の合格者…………… (家畜防疫対策課) 5	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 5	
○公共測量の終了の通知…………… (“) 6	
教育委員会告示	
○宮崎県指定有形文化財の指定解除…………… 6	

規 則

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第52号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則 (昭和49年宮崎県規則第49号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>肥料取締法施行細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>肥料取締法</u> (昭和25年法律第 127号。以下「法」という。) の施行に関し、<u>肥料取締法施行令</u> (昭和25年政令第 198号) 及び<u>肥料取締法施行規則</u> (昭和25年農林省令第64号) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(肥料の生産数量等の報告)</p> <p>第2条 法第4条第1項第7号若しくは<u>同条第2項</u>の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る<u>指定配合肥料</u> (以下「普通肥料」という。) の生産業者は、毎年2月末日までに、その前年中に生産した普通肥料並びに普通肥料の生産に使用した原料及び材料について、普通肥料の種類別にこれらの数量を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別記 様式 (第6条関係) [略]</p> <p><u>肥料取締法</u>第7条の規定により、上記のとおり登録した。</p>	<p>肥料の品質の確保等に関する法律施行細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> (昭和25年法律第 127号。以下「法」という。) の施行に関し、<u>肥料の品質の確保等に関する法律施行令</u> (昭和25年政令第 198号) 及び<u>肥料の品質の確保等に関する法律施行規則</u> (昭和25年農林省令第64号) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(肥料の生産数量等の報告)</p> <p>第2条 法第4条第1項第7号若しくは<u>同条第3項</u>の規定による知事の登録を受けた普通肥料又は法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による知事への届出に係る<u>指定混合肥料</u> (以下これらを「普通肥料」という。) の生産業者は、毎年2月末日までに、その前年中に生産した普通肥料並びに普通肥料の生産に使用した原料及び材料について、普通肥料の種類別にこれらの数量を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別記 様式 (第6条関係) [略]</p> <p><u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第7条の規定により、上記のとおり登録した。</p>

[略]

[略]

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 873号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和 2 年 10 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
医療法人りっ か会ピア・さ さき病院	宮崎市	医療法人り っか会ピア ・メンタル ささき病院	医療法人り っか会ピア ・ささき病 院	令和 2 年 10 月 1 日

宮崎県告示第 874号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 10 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字鶴戸木乙3152-40
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 875号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 10 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字藤ノ木乙2351-6
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 876号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 10 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字折立3166-1、3167、3168-1、3170-4、字安者3184-2（次の図に示す部分に限る。）、3184-1、3191-2
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 877号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 10 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字庵川字次郎ヶ迫4020-6、字仮股4081-12、4101-1、4101-12、字烏帽子滝4668-1
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

て縦覧に供する。)

宮崎県告示第 878号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木下田字中野 236-52、236-55、236-56、236-61、236-62、236-64、236-65、236-334、236-335
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 879号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字大河平字前坂3908-1、3909-1、字池ノ本3948-1（次の図に示す部分に限る。）
、字釜土田3969-1、字牧神上3997-3、3997-5、3997-6、3997-14から3997-18まで、字堀浦東迫4071-2、4075
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 880号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西諸県郡高原町大字後川内字小久保5608-16
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 881号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1378	西田 喜一郎 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山2465番地	採取	幼苗の育成	西田 喜一郎 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山2465番地

宮崎県告示第 882号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年10月29日から同年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	218号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字広木野原9473番1地先から同郡高千穂町大字三田井字城ノ平1350番7地先まで	旧	9.6~117.9	12,576.0
			西臼杵郡五	新	9.6~	12,576

			ヶ瀬町大字 三ヶ所字広 木野原9473 番1地先か ら同郡高千 穂町大字三 田井字城ノ 平1350番7 地先まで	117.9	.0
			西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字西 ノ谷 10552 番地先から 同郡高千穂 町大字三田 井字塩市17 75番1地先 まで	13.6～ 263.6	9,758 .0

宮崎県告示第 883号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年10月29日から同年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	221号	小林市堤字 平之上2239 番地先から 同市堤同字 2237番1地 先まで	旧	14.4～ 16.3	88.1
				新	14.4～ 15.1	88.1

宮崎県告示第 884号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年10月29日から同年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	222号	都城市安久 町4278番83	旧	15.5～ 21.9	15.9

			地先から同 市同町4278 番71地先ま で	新	15.5～ 55.7	15.9
--	--	--	---------------------------------	---	---------------	------

宮崎県告示第 885号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年10月29日から同年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	221号	小林市堤字 平之上2268 番3地先か ら同市堤同 字2213番3 地先まで	令和 2 年10月29日

宮崎県告示第 886号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年10月29日から同年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
3	県道	日南志 布志線	日南市大字 大窪字井出 尾3374番4 地先から同 市同大字字 苗代平2684 番1地先ま で	令和 2 年10月31日

宮崎県告示第 887号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年10月29日から同年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
54	県道	酒谷榎 原線	日南市大字 大窪字角田 3085番1地 先から同市 同大字字牧 之原3146番 2まで	令和2年10月31日

公 告

第12次鳥獣保護管理事業計画を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第5項の規定により公表する。

なお、当該計画は、宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

イノシシ及びニホンジカに係る宮崎県第二種特定鳥獣管理計画を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項の規定において準用する同法第4条第5項の規定により公表する。

なお、当該計画は、宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡美郷町
- 2 地籍調査を行った期間
平成29年9月1日から令和2年2月20日
- 3 地籍調査を行った地域
東臼杵郡美郷町南郷上渡川の一部
- 4 認証年月日
令和2年10月21日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	荒川 堅 次	東諸県郡綾町大字南俣4938番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、漆野原土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和2年10月29日から令和2年11月30日まで
- 3 縦覧場所
小林市役所野尻庁舎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、紙屋第二土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和2年10月29日から令和2年11月30日まで
- 3 縦覧場所
小林市役所野尻庁舎

令和2年8月5日から9月10日まで開催した家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第4764号	小田工業	小田 弘一	宮崎県日向市大字財光寺1761-13	一般	土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和2年9月29日付で廃業した旨の届	令和2年9月29日(全廃業)

宮崎県知事許可 (般-29)第4862号	(有)間建設	間 康二	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江2904-2	一般	建築工事業、大工工事業	令和2年9月30日付けで廃業した旨の届け	令和2年9月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第6948号	シオノ電気	塩野 文雄	宮崎県小林市野尻町紙屋 588-4	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	令和2年9月29日付けで廃業した旨の届け	令和2年9月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 10687号	松井電業	松井 守	宮崎県延岡市富美山町 528-22	一般	電気工事業、消防施設工事業	令和2年9月28日付けで廃業した旨の届け	令和2年9月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 13538号	(株)齊藤林業	齊藤 寛	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7527-2	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和2年9月15日付けで廃業した旨の届け	令和2年9月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-30)第 13758号	田平建築板金	田平 亮一	宮崎県都城市高崎町縄瀬4676	一般	屋根工事業、板金工事業	令和2年9月25日付けで廃業した旨の届け	令和2年9月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-01)第2805号	(株)熊田原工務店	熊田原 敬	宮崎県日南市大字下方 1616	一般	屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和2年9月25日付けで廃業した旨の届け	令和2年9月25日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-02)第 10130号	(有)ホキタ産業	橋口 一彦	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代9056-1	一般	管工事業	令和2年9月8日付けで廃業した旨の届け	令和2年9月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-02)第 13359号	(株)山崎紙源センター	山崎 孝一	宮崎県宮崎市江平東町 6-13	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	令和2年9月1日付けで廃業した旨の届け	令和2年9月1日 (一部廃業)

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から、次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年10月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量(用地測量、基準点測量)
- 2 作業地域
児湯郡新富町
- 3 作業終了日
令和2年8月31日

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第6号

次の表に掲げる宮崎県指定有形文化財が令和2年9月30日付け文

部科学省告示第 118号により重要文化財に指定されたことから、宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第5条第3項の規定により同日付で当該宮崎県指定有形文化財の指定を解除されたので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和2年10月29日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定有形文化財	男神像及び女神像(四軀)	高千穂町大字三田井1037	宗教法人高千穂神社
県指定有形文化財	下北方地下式横穴5号出土品(一括)	宮崎市大字芳土岩永迫22番地3 みやざき歴史文化館	宮崎市